

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成30年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年11月13日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象

団体名 小松市老人クラブ連合会

所管課 予防先進部長寿介護課

### 2 選定理由

小松市老人クラブ連合会は、金銭的重要性があり、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

### 3 監査の種別

財政援助団体等監査

### 4 監査実施日

平成 30 年 10 月 24 日

### 5 監査実施場所

第一地区コミュニティセンター

### 6 監査の範囲

平成 29 年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

### 7 監査の執行者

監査委員 小栗 巖, 監査委員 杉林 憲治

### 8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市社会福祉協議会において、小松市老人クラブ連合会会長及び関係職員並びに所管課である予防先進部長ほか長寿介護課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士南一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

### 9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 10 監査対象の概要

(1) 名称 小松市老人クラブ連合会

(2) 設立年月日 昭和 34 年 3 月 21 日

(3) 目的

老人相互の福祉増進を図り社会福祉の進展に寄与すること。

(4) 組織 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

役員は、会長 1 名、副会長 5 名、理事 37 名、監事 2 名からなっている。

(5) 事業内容

ア 老人クラブの育成や連絡調整

イ 老人福祉の増進に関する事業の企画、調査研究

ウ 各種団体との連携協調

## 11 補助金等

団体に支払われている補助金等は以下のとおりである。

平成 29 年度小松市老人クラブ連合会活動費補助金 18,005,648 円

## 12 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理、経理状況ともにおおむね良好に執行がされていると認められた。

事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。